

- (3) 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者の許可を受け行う。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することをしてはならない。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いてはならない。

令和 8 年 6 月 1 日現在